

公 示

令和8年度輸送役務の契約希望募集要項

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 安部孝之

1 公募に付する事項

令和8年度器材・人員等の国内輸送役務及び国外輸送役務

2 応募する者等に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、非補佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事

その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の処置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(5) 各事業毎必要な資格等

ア 国内外輸送役務（定期フェリー、RORO船（単価契約）を除く。）

令和7・8・9年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供」の格付けをされている者。

イ 国内における輸送役務（定期フェリー、RORO船）単価契約

(ア) 一般定期航路旅客事業の許可を受けていること。（予定を含む。）ただしRORO船を除く。

(イ) 車両及び人員を募集航路間において旅客船（RORO船舶）により輸送することができる者（予定を含む。）

3 説明会

(1) 日 時

令和8年1月16日（金）1400～（会議室）

(2) 場 所

陸上自衛隊横浜駐屯地 会議室

(3) 説明会に参加を希望する者は、令和8年1月14日（水）正午12時までに第9項第1号まで連絡をすること。

(4) 公募内容についての説明会への参加は審査結果に影響を与えないが、説明会で説明があったことを聞かなかったことによる不利益は、参加しなかった者の責に帰す。

4 区分及び応募条件

(1) 国内外輸送役務（定期フェリー、RORO船を除く。）

ア 船舶輸送関連

(ア) 国内における弾薬輸送

a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。

b 危険物の複合一貫輸送が可能であること。

c 危険物の複合一貫輸送が可能であること。

(イ) 国内における人員、装備品等の一体輸送（その1）

a 輸送に必要な登録・許可を受けていること

- b 下記の区域を運航可能な船舶の借上げ又は貸切りの船舶を運航できること。
 - (a) 船舶安全法施行規則で示す「沿海区域」の日本国内で、大東諸島及び小笠原諸島を除いた地域
 - (b) 運輸省告示第445号（平成7年7月27日）で示す「限定近海区域」
 - (c) 上記a及びbと先島諸島（宮古島、石垣島及び与那国島）の間の船舶安全法施行規則で示す「近海区域」
 - c 人員、武器、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送が可能であること。
 - d 年間を通じて官側の要請に対応できる船舶を確保又は保有していること。
 - (ウ) 国内における人員、装備品等の一体輸送（その2）
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 船舶安全法施行規則で示す「沿海区域」の日本国内で、先島諸島、大東諸島及び小笠原諸島を除いた区域を運航可能な船舶の借上げ又は貸切りの船舶を運航できること。
 - c 人員、武器、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送が可能であること。
 - d 年間を通じて官側の要請に対応できる船舶を確保又は保有していること。
 - (エ) 米国における訓練に伴う装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦と米国間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物（クラス1（危険物）含む。）の船舶輸送が可能であること。
 - d 米国におけるDSPライセンスを取得できること。
 - (オ) ジブチ活動拠点への警備資材等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。
- イ 航空輸送関連
- (ア) 日豪間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦と豪州間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物の航空輸送が可能であること。
 - d 豪州におけるパーミットを取得できること。
 - (イ) 日モンゴル間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とモンゴル間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物の航空輸送が可能であること。
 - (ウ) 日インド間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とインド間の複合一貫輸送が可能であること。

- c 危険物の航空輸送が可能であること。
- (エ) 日タイ間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とタイ間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物の航空輸送が可能であること。
- (オ) 日イタリア間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とイタリア間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物の航空輸送が可能であること。
- (カ) DAPE及びDGPEに関する輸送
 - a DAPE及びDGPE派遣・交代に伴う人員輸送
 - (a) 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - (b) 25～130名の人員が同時に搭乗できる国際線定期旅客機又は国際借上旅客機を確保できること。
 - b DAPE及びDGPE派遣・交代に伴う装備品等輸送
 - (a) 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - (b) 本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送が可能であること。
 - (c) 危険物の航空輸送が可能であること。
 - c DAPE及びDGPE派遣・交代に伴う借上貨物機による装備品等輸送
 - (a) 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - (b) 本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送が可能であること。
 - (c) 危険物の航空輸送が可能であること。
 - (d) 特大品重量貨物を輸送できる貨物機の借上げが可能であること。
- (キ) 国際緊急援助隊活動等に伴う装備品等輸送
 - a 契約締結後可能な限り速やかに、AN124型機をチャーターした装備品等の複合一貫輸送が可能であること。
 - b 本社が日本に所在すること。
 - c 統合幕僚監部との間に協定を締結した航空会社と契約実績を有していること。
- ウ 船舶・航空輸送関連
 - (ア) 日米間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦と米国間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 米国におけるDSPライセンスを取得できること。
 - d 危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。
 - e 危険物の航空輸送が可能であること。
 - (イ) 日豪間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦と豪州間の複合一貫輸送が可能であること。

- c 豪州におけるパーミットを取得できること。
- d 危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。
- e 危険物の航空輸送が可能であること。
- (f) 日フィリピン間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とフィリピン間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。
 - d 危険物の航空輸送が可能であること。
- (g) 日インドネシア間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とインドネシア間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。
 - d 危険物の航空輸送が可能であること。
- (h) 日タイ間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とタイ間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。
 - d 危険物の航空輸送が可能であること。
- (i) 日イギリス間の装備品等輸送
 - a 輸送に必要な登録・許可を受けていること。
 - b 本邦とイギリス間の複合一貫輸送が可能であること。
 - c 危険物・特大品重量貨物の船舶輸送が可能であること。
 - d 危険物の航空輸送が可能であること。
- (2) 国内における輸送役務（定期フェリー・定期RORO船）単価契約
 - (ア) 一般定期航路旅客事業又は貨物利用運送事業の許可を受けていること（予定含む。）
 - (イ) 人員及び車両を別紙第1「募集定期航路」の航路間において定期フェリー・定期RORO船により輸送することができること。

※ 用語

DAPE	派遣海賊対処行動航空隊
DGPE	派遣海賊対処行動支援隊

上記の条件は参考であり、その他必要な条件等がある場合がある。

5 技術資料の審査等

- (1) 応募者は、担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 応募者は、担当者から調査のため協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め業態調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

応募者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

7 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く）に書面をもって申し立てることができる。
 - ア 窓口：中央輸送隊会計科契約班
 - イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募にあたり下記事項について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等の参加を停止することができる。
- (4) 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- (7) 応募者は、閲覧した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、契約履行にあたり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保全情報の取扱いを適切に管理しなければならない。
- (8) 入札及び契約心得に記載されている暴力団排除に関する誓約事項に同意するものとする。

9 公募参加申込に関する手続等

- (1) 申込先及び参加表明書提出先

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町2-7-3 陸上自衛隊横浜駐屯地

中央輸送隊会計科契約班 電話 045-335-1151 (内線: 338)

担当: 吉田

(2) 申込受付期間

ア 令和8年1月30日(金)午後5時まで。

イ 直接提出する場合は、休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。

ウ 令和8年1月30日(金)以降においても令和9年3月31日まで随時受け付ける。ただし、審査に時間を要する場合があります、希望する調達案件に間に合わないことがある。

(3) 提出書類

ア 参加表明書(2部)

(ア) 国内外輸送役務(定期フェリー、定期RORO船を除く。)

別紙第2「参加表明書(国内外輸送役務)」

(イ) 国内における輸送役務(定期フェリー・定期RORO船単価契約)

別紙第3「参加表明書(定期フェリー・定期RORO船単価契約)」

イ 添付書類

参加表明書に添付する資料は以下のとおり

(ア) 国内における弾薬輸送

別紙第4「国内における弾薬輸送(船舶輸送関連)添付資料」

(イ) 国内における人員、装備品等の一体輸送(その1)

別紙第5「国内における人員、装備品等の一体輸送(その1)(船舶輸送関連)添付資料」

(ロ) 国内における人員、装備品等の一体輸送(その2)

別紙第6「国内における人員、装備品等の一体輸送(その2)(船舶輸送関連)添付資料」

(エ) 米国における訓練に伴う装備品等輸送

別紙第7「米国における訓練に伴う装備品等輸送(船舶輸送関連)添付資料」

(オ) ジブチ活動拠点への警備資材等輸送

別紙第8「ジブチ活動拠点への警備資材等輸送(船舶輸送関連)添付資料」

(カ) 日豪間の装備品等輸送

別紙第9「日豪間の装備品等輸送(航空輸送関連)添付資料」

(キ) 日モンゴル間の装備品等輸送

別紙第10「日モンゴル間の装備品等輸送(航空輸送関連)添付資料」

(ク) 日インド間の装備品等輸送

別紙第11「日インド間の装備品等輸送(航空輸送関連)添付資料」

(ケ) 日タイ間の装備品等輸送

別紙第12「日タイ間の装備品等輸送(航空輸送関連)添付資料」

(コ) 日イタリア間の装備品等輸送

別紙第13「日イタリア間の装備品等輸送(航空輸送関連)添付資料」

(サ) DAPE及びDGPE派遣・交代に伴う人員輸送

別紙第14「DAPE及びDGPE派遣・交代に伴う人員輸送(航空輸送関連)添付資料」

料」

- (シ) D A P E 及び D G P E 派遣・交代に伴う装備品等輸送

別紙第 1 5 「D A P E 及び D G P E 派遣・交代に伴う装備品等輸送（航空輸送関連）添付資料」

- (ス) D A P E 及び D G P E 派遣・交代に伴う借上貨物機による装備品等輸送

別紙第 1 6 「D A P E 及び D G P E 派遣・交代に伴う借上貨物機による装備品等輸送（航空輸送関連）添付資料」

- (セ) 国際緊急援助隊活動等に伴う装備品等輸送

別紙第 1 7 「国際緊急援助隊活動等に伴う装備品等輸送（航空輸送関連）添付資料」

- (ソ) 日米間の装備品等輸送

別紙第 1 8 「日米間の装備品等輸送（船舶・航空輸送関連）添付資料」

- (タ) 日豪間の装備品等輸送

別紙第 1 9 「日豪間の装備品等輸送（船舶・航空輸送関連）添付資料」

- (チ) 日フィリピン間の装備品等輸送

別紙第 2 0 「日フィリピン間の装備品等輸送（船舶・航空輸送関連）添付資料」

- (ツ) 日インドネシア間の装備品等輸送

別紙第 2 1 「日インドネシア間の装備品等輸送（船舶・航空輸送関連）添付資料」

- (テ) 日タイ間の装備品等輸送

別紙第 2 2 「日タイ間の装備品等輸送（船舶・航空輸送関連）添付資料」

- (ト) 日イギリス間の装備品等輸送

別紙第 2 3 「日イギリス間の装備品等輸送（船舶・航空輸送関連）添付資料」

- (ナ) 国内における輸送役務（定期フェリー・定期 R O R O 船）単価契約

別紙第 2 4 「定期フェリー・定期 R O R O 船単価契約（船舶輸送関連）添付資料」

番号	航路名	備考
1	敦賀～新潟～秋田～苫小牧東	定期フェリー
2	敦賀～苫小牧東	
3	新潟～小樽	
4	舞鶴～小樽	
5	小樽～敦賀	
6	苫小牧東～舞鶴	
7	名古屋～仙台～苫小牧	
8	大洗～苫小牧	
9	東京～徳島～新門司	
10	横須賀～新門司	
11	大阪～別府	
12	神戸～大分	
13	大阪～志布志	
14	泉大津～新門司	
15	神戸～新門司	
16	大阪南～新門司	
17	神戸～宮崎	
18	八戸～苫小牧	
19	青森～函館	
20	大間～函館	
21	青森～室蘭	
22	東京～名古屋～油津～志布志～那覇	定期RORO
23	神戸～大阪～志布志～名瀬～那覇	
24	大分～清水	
25	常陸那珂～苫小牧	

番号	航路名	備考
26	日立～釧路	定期RORO船
27	苫小牧～釧路～仙台～東京～名古屋～大阪	
28	苫小牧～敦賀～博多	
29	苫小牧～常陸那珂	
30	東京～大阪～那覇	
31	苫小牧～東京	
32	博多～比田勝	定期フェリー
33	博多～郷ノ浦（壱岐）～巖原（対馬）	
34	博多～芦辺（壱岐）～巖原（対馬）	
35	博多～巖原（対馬）	
36	佐世保～宇久平（宇久島）	
37	長崎～福江（福江島）	定期フェリー
38	鹿児島～種子島	
39	鹿児島～屋久島	定期RORO船
40	鹿児島～種子島	
41	鹿児島～屋久島	定期フェリー
42	鹿児島～種子島～屋久島	
43	博多～宇久平（宇久島）～福江（福江島）	
44	串木野～里～長浜	定期RORO船
45	博多～鹿児島～那覇～宮古～石垣	
46	鹿児島～名瀬～亀徳～和泊～与論～本部～那覇	定期フェリー
47	鹿児島～名瀬～沖永良部～那覇	定期RORO船
48	鹿児島～喜界～名瀬	定期フェリー
49	石垣～与那国	
50	志布志～名瀬～那覇	定期RORO船

番号	航路名	備考
51	北九州～那覇	定期RORO船
52	鹿児島～名瀬～亀徳～和泊	
53	鹿児島～名瀬～喜界	
54	那覇～宮古～石垣	
55	那覇～渡名喜島～久米島	定期フェリー
56	八幡浜～別府	
57	八幡浜～臼杵	
58	三崎～佐賀関	

参加表明書（国内外輸送役務）

標記事業について、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 安部 孝之 殿

令和 年 月 日

住 所
提出者名（商号）（会社名等）
代表者（役職名）（氏名）
担当者氏名電話番号

参加表明書（定期フェリー・定期RORO船単価契約）

標記事業について、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 安部 孝之 殿

令和 年 月 日

住 所
提出者名（商号）（会社名等）
代表者（役職名）（氏名）
担当者氏名電話番号

国内における弾薬輸送
(船舶輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の船舶を借上げた実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
借上げ予定の船舶及び船会社
- 4 過去3年以内の危険物の複合一貫輸送の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
国内の危険物の複合一貫輸送要領（船舶の航路、船舶会社、運航スケジュール、港湾荷役業者、陸上輸送業者及び輸送管理組織）

国内における人員、装備品等の一体輸送（その1）
（船舶輸送関連）

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 年間を通じ確保可能又は保有している人員、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の輸送を実施できる船舶の情報（船舶検査証及び危険物運送船適合証）
- 3 過去3年以内の船舶を借上げた実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
借上げ予定の船舶及び船会社
- 4 過去3年以内の船舶を運行した実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾（定期運航航路を除く。）貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び運行管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
運航予定の船舶及び船会社
- 5 過去3年以内の人員、武器、車両、危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾、危険物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び運行管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
国内の人員、武器、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送要領（船舶会社、船名、運航スケジュール及び運航管理組織）

国内における人員、装備品等の一体輸送（その2）
（船舶輸送関連）

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 年間を通じ確保可能又は保有している人員、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の輸送を実施できる船舶の情報（船舶検査証及び危険物運送船適合証）
- 3 過去3年以内の船舶を借上げた実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
借上げ予定の船舶及び船会社
- 4 過去3年以内の船舶を運行した実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾（定期運航航路を除く。）貨物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び運行管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
運航予定の船舶及び船会社
- 5 過去3年以内の人員、武器、車両、危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾、危険物の概要、使用船舶（会社及び船名）及び運行管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
国内の人員、武器、車両及び危険物（火薬類、引火性液体類等）の一体輸送要領（船舶会社、船名、運航スケジュール及び運航管理組織）

米国における訓練に伴う装備品等輸送
(船舶輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦と米国間の複合一貫輸送(危険物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶(会社及び船名)、輸送管理組織及びクラス1(危険物)の船舶輸送の実績
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦と米国間の危険物の複合一貫輸送要領(使用港湾、使用船舶(会社及び船名)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領、輸送管理組織、クラス1(危険物)を含む危険物の受託が可能な船舶会社、クラス1(危険物)を含む危険物の荷役可能な港湾及びクラス1(危険物)を含む危険物の米国港湾における荷役)
- 4 過去3年以内の米国におけるDSPライセンス取得の実績
 - (1) 実績がある場合
取得時期、貨物の概要及び手続きに必要な期間
 - (2) 実績が無い場合
米国におけるDSPライセンスの取得手順(米国におけるDSPライセンスの種類、米国の申請先、DSP取得担任業者、調整系統、取得に必要な期間及び取得に必要な書類)

ジブチ活動拠点への警備資材等輸送
(船舶輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送(危険物、特大品重量貨物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
輸送時期、輸送区間、使用港湾、貨物の概要、使用船舶会社、船舶の種類)及び輸送管理組織
 - (2) 実績が無い場合
本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送要領(使用港湾、使用船舶(会社、船舶の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

日豪間の装備品等輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦と豪州間の複合一貫輸送(危険物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機(会社及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦と豪州間の複合一貫輸送要領(使用空港、使用航空機(会社及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領(特に検疫に係る対応要領)及び輸送管理組織)
- 4 過去3年以内の米国におけるパーミットの取得実績
 - (1) 実績がある場合
取得時期、貨物の概要及び手続きに必要な期間
 - (2) 実績が無い場合
豪州におけるパーミットの取得手順(豪州におけるパーミットの種類、豪州の申請先、パーミット取得
担任業者、調整系統、取得に必要な期間及び取得に必要な書類)

日モンゴル間の装備品等輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とモンゴル間の複合一貫輸送(危険物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機(会社及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とモンゴル間の複合一貫輸送要領(使用空港、使用航空機(会社及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

日インド間の装備品等輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とインド間の複合一貫輸送(危険物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機(会社及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とインド間の複合一貫輸送要領(使用空港、使用航空機(会社及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

日タイ間の装備品等輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とタイ間の複合一貫輸送(危険物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機(会社及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とタイ間の複合一貫輸送要領(使用空港、使用航空機(会社及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

日イタリア間の装備品輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とイタリア間の複合一貫輸送(危険物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機(会社及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とイタリア間の複合一貫輸送要領(使用空港、使用航空機(会社及び航空機の種類) 運航スケジュール、イタリア内の通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

DAPE及びDGPE派遣・交代に伴う人員輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 旅行業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の130名以上の人員が同時に搭乗できる国際線定期旅客機及び国際借上旅客機を確保・輸送した実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、人員数、使用空港、使用航空機(会社及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とジブチ共和国間の人員輸送要領(使用空港、使用航空機(会社及び航空機の種類)、運航スケジュール、輸送管理組織)

DAPE及びDGPE派遣・交代に伴う装備品等輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送(危険物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機(会社及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送要領(使用空港、使用航空機(会社及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

DAPE及びDGPE派遣・交代に伴う
借上貨物機による装備品等輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送（危険物及び特大品重量貨物の輸送を含む。）の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要、使用航空機（会社及び航空機の種類）及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とジブチ共和国間の複合一貫輸送要領（使用空港、使用航空機（会社及び航空機の種類）、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

国際緊急援助隊活動等に伴う装備品等輸送
(航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 本邦と外国のAN124型輸送機をチャーターした複合一貫輸送（危険物、特大品重量貨物の輸送を含む。）の実績
- 4 輸送時期、輸送区間、使用空港、貨物の概要及び輸送管理組織

日米間の装備品等輸送
(船舶・航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦と米国間の複合一貫輸送(危険物及び特大品重量貨物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾又は空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦と米国間の複合一貫輸送要領(使用港湾ま又は空港、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)
- 4 過去3年以内の米国におけるDSPライセンス取得の実績
 - (1) 実績がある場合
取得時期、貨物の概要及び手続きに必要な期間
 - (2) 実績が無い場合
米国におけるDSPライセンスの取得手順(米国におけるDSPライセンスの種類、米国の申請先、DSP取得担任業者、調整系統、取得に必要な期間及び取得に必要な書類)

日豪間の装備品等輸送
(船舶・航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦と豪州間の複合一貫輸送(危険物及び特大品重量貨物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾及び空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦と豪州間の複合一貫輸送要領(使用港湾又は空港、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領(特に検疫に係る対応要領)及び輸送管理組織)
- 4 過去3年以内の豪州におけるパーミットの取得実績
 - (1) 実績がある場合
取得時期、貨物の概要及び手続きに必要な期間
 - (2) 実績がない場合
豪州におけるパーミットの取得手順(豪州におけるパーミットの種類、豪州の申請先、パーミット取得担任業者、調整系統、取得に必要な期間及び取得に必要な書類)

日フィリピン間の装備品等輸送
(船舶・航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とフィリピン間の複合一貫輸送(危険物及び特大品重量貨物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾及び空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とフィリピン間の複合一貫輸送要領(使用港湾又は空港、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

日インドネシア間の装備品等輸送
(船舶・航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とインドネシア間の複合一貫輸送（危険物及び特大品重量貨物の輸送を含む。）の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾及び空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機（会社、船名及び航空機の種類）及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とインドネシア間の複合一貫輸送要領（使用港湾又は空港、使用船舶及び航空機（会社、船名及び航空機の種類）、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織）

日タイ間の装備品等輸送
(船舶・航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とタイ間の複合一貫輸送(危険物及び特大品重量貨物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾又は空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とタイ間の複合一貫輸送要領(使用港湾又は空港、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

日イギリス間の装備品等輸送
(船舶・航空輸送関連)

添付資料

- 1 令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一参加資格)審査結果通知書の写し
- 2 貨物利用運送事業の許可証等の写し
- 3 過去3年以内の本邦とイギリス間の複合一貫輸送(危険物及び特大品重量貨物の輸送を含む。)の実績
 - (1) 実績がある場合
 - ア 輸送時期、輸送区間、使用港湾又は空港、貨物の概要、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)及び輸送管理組織
 - イ 過去の輸送遅延等の実績
遅延等の概要、原因及び処置対策
 - (2) 実績が無い場合
本邦とイギリス間の複合一貫輸送要領(使用港湾又は空港、使用船舶及び航空機(会社、船名及び航空機の種類)、運航スケジュール、通関業者、陸上輸送業者、輸出入の手続き要領及び輸送管理組織)

国内における役務輸送（定期フェリー・定期RORO船）単価契約
（船舶輸送関連）

添付資料

- 1 定期運航に使用する船舶の性能に関する資料
- 2 一般旅客定期航路事業の許可証の写し（定期フェリーのみ、申請中含む。）
- 3 貨物利用運送事業の許可証等の写し（定期RORO船のみ、申請中含む。）